

特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

北欧諸国の出生率変化と家族政策

津 谷 典 子*

本稿は、1960～2000年の北欧4カ国における出生率水準およびその要因の変化と家族政策の変遷との関係について分析することを目的とした。北欧4カ国の出生率は、1960年代後半～1980年代前半に急低下し、置換水準を割り込んだ。この低下は25歳未満の女性の晩産化によるところが大きく、この晩産化の近接要因は、女性の未婚化が進み、また避妊革命と人工妊娠中絶の完全合法化により家族形成時期のコントロールが可能になったことであった。また、この晩産化をもたらした社会経済的要因は、30歳未満の女性の急激な労働力化と高学歴化であった。一方、1970年代以前の北欧諸国における育児休業制度や保育サービスの発展は限られたものであり、その結果、出産ピーク年齢の女性の急激な労働力化と高学歴化は出産・育児をめぐる機会コストを押し上げ、それが置換水準以下への出生率低下をもたらしたと考えられる。

一方、1980年代半ば以降、北欧4カ国の出生率は置換水準に近い水準への回復をみた。この出生率反騰は、晩産化が継続するなかで30歳代の女性による出産のキャッチ・アップが行われたことが主な人口学的要因であった。この期間女性労働力率は増加を続けた一方、男性の家庭内役割分担は増加し、また有給出産・育児休業制度と保育サービスは急速に整備・拡充された。ここから、1980年代半ば以降の北欧の出生率回復は、出産・子育てをめぐる女性の機会コストの上昇を男性の家庭内労働参加の増加と子育てと仕事の両立を支援する包括的家族政策の整備・拡充によって軽減することに成功したことによると考えることができる。

I. はじめに

本稿は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国における1960～2000年の出生率変化と家族政策の変遷について比較・分析することを目的とする。まず本稿では、年齢別出生率、出産開始年齢と平均出産年齢、およびコウホート完結出生率の変化から、出生率水準変化の下での出生力の人口学的構造変化を分析する。次に、出生率に直接影響を与える行動的要因である「近接要因」の中でも最も影響力の大きい結婚および同棲行動の変化、そして避妊と人工妊娠中絶の動向についてみる。結婚と同棲については、平均初婚年齢と初婚率の推移に加え、北欧で特に高い婚外出生割合についてもその推移を分析する。避妊と人工妊娠中絶については、その社会的および法的位置付けを概観し、避妊実行率と避妊方法および中絶率の変化を検討する。

次に本稿では、教育や就業などの出生力変化の社会経済的要因について、その男女差に

* 慶應義塾大学経済学部

注目して分析する。ここでは、大学教育に代表される高学歴化および労働力率と平均賃金の男女差の変化をみる。また、社会経済的变化の下での家庭内役割の男女分担の変化についても検討を加える。特にここでは変化のトレンドに加え、先行研究によるマイクロ・データの分析結果を基に家庭内役割分担の決定要因についても考察する。

さらに、北欧4カ国における家族政策（児童家庭政策）の変遷について、①出産・育児休業制度、②児童手当をはじめとする各種手当、③保育サービスの3つの柱を中心に、「北欧福祉国家モデル」と呼ばれる北欧諸国の家族政策の特徴、およびその変遷について比較・分析する。最後に、本稿のまとめとして、出生率変化とその近接要因および社会経済的要因の変化と家族政策の変遷との関係について考察する。

II. 出生率の動向

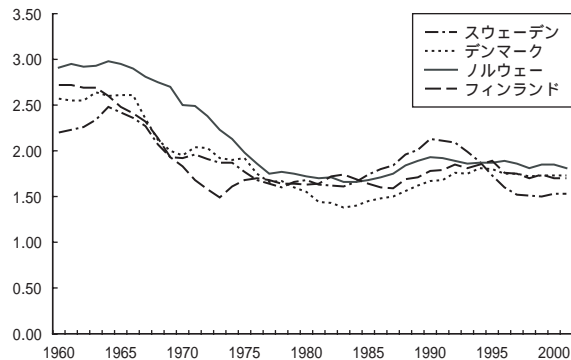
1. 出生力水準の推移

図1には、北欧4カ国における合計特殊出生率（TFR）の1960～2001年の推移が示されている。1960年における女性一人あたりのTFRは、一番高いノルウェーで2.91、フィンランドで2.72、デンマークで2.57、そして一番低いスウェーデンでも2.20と、全て置換水準を大きく上回っていた。しかし1960年代半ばから1970年代初めにかけて北欧4カ国の出生率は急速に低下し、1970年代半ばには4国全てでTFRは2.0以下となり、置換水準を割り込んだ。

その後も出生力水準の低迷は続き、1983年にはTFRはノルウェーで1.66、デンマークで1.38、フィンランドで1.74、そしてスウェーデンでは1.61となり、フィンランドを除く3カ国で戦後最低を記録した（フィンランドのTFRは1980年代前半に一時的に増加し、その後1987年に1.59で底を打った）。

しかし、1980年代半ば以降、北欧諸国の出生率は増加に転じ、1990年代半ばまでこの増加傾向は続いた。その結果、1995年のTFRはノルウェーで1.87、デンマークで1.80、フィンランドでは1.89という先進国としては高い水準を示した。その後1990年代後半出生率は漸減し、2001年のTFRはノルウェーで1.78、そしてデンマークとフィンランドは1.73となっている（Statistics Finland 2002, Statistics Norway 2002）。このような北欧諸国の出生率動向における例外はスウェーデンで、1980年代にTFRは急増し、1988年～1993年には2.0を上回り、特に1990年には2.14という高水準を記録した。しかしその後同国の出生率は急速な低下に転じ、1995年には1.50と過去最低を記録したが、その後回復の兆しを

図1 北欧4カ国における合計特殊出生率（TFR）の推移、1960～2001年



みせ、2000年の TFR は1.55となっている (Statistiska centralbyrån 2002)。

わが国や南欧諸国など多くの先進諸国で置換水準を大きく割り込む超低率への出生率低下が続く中で、この1980年代後半以降の北欧諸国における出生率反騰は大きな注目を集め、その社会経済的および家族政策的背景に国際的関心が集まった (Chesnais 1996, Heckman and Walker 1990, J. Hoem 1990, Rønsen 2001, Walker 1995)。複数の研究者

表1 北欧4カ国における女性の年齢別出生率および合計特殊出生率 (TFR) の推移、1960-1998/2000年

国名・年次	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	TFR
スウェーデン								
1960	38	129	137	84	40	12	1	2.20
1965	46	143	153	90	40	10	1	2.42
1970	33	119	128	69	28	6	0	1.92
1975	29	115	123	64	21	4	0	1.78
1980	16	96	124	71	25	4	0	1.68
1985	10	82	132	87	31	5	0	1.74
1990	14	97	156	111	42	7	0	2.13
1995	8	66	125	98	41	7	0	1.73
2000	5	42	101	101	49	10	1	1.55
デンマーク								
1960	46	172	157	88	39	11	1	2.57
1965	47	176	163	87	39	9	1	2.61
1970	32	130	131	66	25	5	0	1.95
1975	27	137	137	62	18	3	0	1.92
1980	17	102	118	55	16	2	0	1.55
1985	9	77	118	64	18	3	0	1.45
1990	9	71	135	87	27	4	0	1.67
1995	8	62	139	109	39	5	0	1.80
1998	8	54	128	108	41	6	0	1.72
ノルウェー								
1960	40	171	173	114	62	20	2	2.91
1965	40	182	177	112	58	18	1	2.95
1970	46	166	149	88	41	11	1	2.50
1975	40	135	129	64	24	5	0	1.98
1980	25	108	122	63	22	4	0	1.72
1985	18	94	126	71	23	4	0	1.68
1990	17	93	145	95	32	5	0	1.93
1995	13	78	134	103	40	6	0	1.87
1998	12	69	128	105	43	7	0	1.81
フィンランド								
1960	31	162	159	103	62	25	2	2.72
1965	34	150	146	93	52	20	2	2.48
1970	32	119	109	65	31	9	1	1.83
1975	27	106	114	60	25	6	0	1.68
1980	19	92	115	68	27	6	0	1.63
1985	12	97	143	79	30	7	0	1.64
1990	12	72	133	94	37	8	0	1.78
1995	10	66	130	105	42	8	0	1.81
1998	9	60	116	101	44	9	1	1.70

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*; Statistiska centralbyrån (2002) *Statistisk Årsbok för Sverige 2002*.

が指摘するように (Knudsen 1999, Rostgaard 2002, Rønsen 1998), 北欧諸国の家族政策は出生力を上げようとする (pronatal な) 意図をもって実施されたのではなく, 労働市場と家庭における男女平等を実現し児童福祉を推進するという目標実現のため, 子をもって働く男女の仕事と家庭の両立を支援するために行われた包括的政策努力の「副産物」であった。いずれにしても, 北欧諸国において出生率回復と比較的高水準での安定が起こったことは事実であり, それにはどのような人口学的, 社会経済的, そして家族政策的背景があったのかを以下で探ってゆきたい。

2. 年齢別出生率の変化

このような出生率水準の変化の下で, 出生力の年齢パターンはどのように変化したのであろうか。表 1 には, 1960年～1990年代後半の北欧 4 カ国における年齢別出生率の推移が示されている。出生力低下が始まった1960年代半ばには, スウェーデンをのぞき, 出生力のピークは20～24歳にあり, 20歳代を通して出生率は高く, また15～19歳の出生率もこの年齢階級としては高水準にあった。その後, 1960年代後半～1980年代前半に20～24歳の出生率は急激に低下し, 25～29歳の出生率もある程度の低下をみた。しかし, 1980年代半ば以降25～29歳の出生率は回復傾向をみせ, 30歳代 (特に30～34歳) の出生率は顕著に増加したが, 25歳未満の出生率は低下を続けた。さらに, 1990年代半ば以降25～29歳の出生率は再び低下しているが, 30歳代の出生率の増加傾向は続いている。

これらの結果から, 1960年代後半～1980年代前半の北欧 4 カ国において出生率が置換水準を割り込んだ人口学的要因は, それまで最も高かった20歳代前半の女性の出生率が大きく落ち込んだことによることわかる。一方, その後の出生率回復は, 20歳代後半～30歳代の女性の出生率が増加したことが主要因となっている。したがって, 1960年代半ば～

表 2 北欧 4 カ国における第 1 子出生時および全出生における女性の平均年齢の推移, 1960-1998年

国名・年次	女性の平均年齢	
	第 1 子	全出生
スウェーデン		
1960	25.5 ^a	27.5
1965	25.2 ^a	27.2
1970	25.9 ^a	27.0
1975	24.4	26.7
1980	25.3	27.6
1985	26.1	28.4
1990	26.3	28.6
1995	27.2	29.2
1998	27.7	29.5
デンマーク		
1960	23.1	26.8
1965	22.7	26.8
1970	23.8	26.7
1975	23.9	26.4
1980	24.6	26.8
1985	25.7	27.7
1990	26.4	28.5
1995	27.4	29.2
1998	--	29.4
ノルウェー		
1960	--	27.9
1965	--	27.7
1970	23.6	27.0
1975	24.2	26.4
1980	25.2	26.9
1985	26.1	27.5
1990	25.5	28.1
1995	26.5	28.8
1998	27.2	29.3
フィンランド		
1960	24.7	28.3
1965	24.6	28.0
1970	24.4	27.1
1975	24.9	27.0
1980	25.6	27.7
1985	25.9	28.4
1990	26.5	28.9
1995	27.6	29.3
1998	27.8	29.5

注：a--現在の結婚における第 1 子出生時の平均年齢。

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*; Statistiska centralbyrån (1998) *Befolkningsstatistik 1997, Del. 4.*

1980年代前半における出生力の落ち込みは、10代や20歳代の若い女性が出産開始を遅らせたことによる「晩産化」の影響が大きく、1980年代半ば以降の出生力回復は、第一子の出産を遅らせながらも、その後20歳代後半や30歳代になってからその遅れを取り戻すペースで出産していることによることが推測される。特に30歳代女性の出生率の増加は、出産開始の遅れへの「キャッチ・アップ（追いつき）効果」を示している。この晩産化傾向は現在に至るまで続いており、北欧における家族形成のタイミングが大きく変化していることが示唆される。

3. 出産タイミングとコウホート完結出生率の推移

出産開始の遅れと、その後のキャッチ・アップの出生力水準への影響は、出生時における女性の平均年齢の変化をみることにより確認することができる。表2には、1970～1990年代後半の北欧4カ国における第1子出生時および全出生における女性の平均年齢の推移が示されている。ここから、4カ国全てで1970年代～1990年代を通して第1子出生時の女性の平均年齢は急激に上昇していることがわかる。一方、全出生における女性の平均年齢も、4カ国全てで1970年代半ばを境に漸減から増加に転じている。さらに、全出生と第1子出生時の平均年齢の差をみると、1980年代半ば以降の出生力反騰の下でも、この差は1990年以降縮小している。したがって、1970年代半ば以降4カ国全てで晩産化が急速に進行した一方、この出産開始の遅れを、その後出産のテンポを上げることで取り戻す傾向が1990年代に入り顕著になっていることが示唆される。

このような出産タイミングの変化は、完結出生力に影響を与えたのであろうか。表3には、北欧4カ国における女性の出生コウホート別完結出生率が示されている。ここから、期間TFRの大きな変化にもかかわらず、1960年代後半～1970年代前半に出産のピーク年齢をむかえた1945年出生コウホート以降、完結出生力は女性一人当たり1.9～2.1という置換水準をわずかに下回る水準でほぼ安定していることがわかる。したがって、北欧4カ国における出産開始の遅れは、完結出生力の置換水準以下への低下をもたらしておらず、キャッチ・アップが達成されていることが確認される。

表3 北欧4カ国における女性のコウホート完結出生力：1930年以降の出生コウホート

国名	女性の出生コウホート							
	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965
スウェーデン	2.12	2.14	2.05	1.98	2.00	2.03	2.03	1.98 ^a
デンマーク	2.36	2.38	2.24	2.06	1.91	1.84	1.90	1.89
ノルウェー	2.48	2.57	2.45	2.21	2.09	2.04	2.07	
フィンランド	2.46	2.29	2.04	1.88	1.85	1.90	1.95	1.93 ^b

注：a--1963年出生コウホートの値。 b--1962年出生コウホートの値。

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*; Central Statistical Office of Finland, unpublished data.

Ⅲ. 出生率の近接要因の変化

1. 結婚行動の変化

表4には、北欧4カ国における女性の年齢別初婚率と合計初婚率、および平均初婚年齢

表4 北欧4カ国における女性の年齢別初婚率、合計初婚率、平均初婚年齢、および合計離婚率の推移、1960-1995/1998年

国名・年次	女性1000人当りの年齢別初婚率							合計初婚率	平均初婚年齢	合計離婚率 ^a
	<20	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49			
スウェーデン										
1960	32	102	37	11	5	2	1	0.95	23.9	--
1965	36	107	34	9	3	1	1	0.95	23.5	--
1970	17	72	26	6	2	1	1	0.62	23.9	0.23
1975	11	65	36	9	3	1	1	0.63	24.8	0.50
1980	6	43	38	12	3	1	1	0.53	26.0	0.42
1985	4	34	42	18	5	2	1	0.53	27.2	0.45
1990	4	34	45	19	6	2	1	0.55	27.5	0.43
1995	3	20	35	19	7	3	1	0.44	28.7	0.50
1997	3	16	34	19	8	3	1	0.42	29.2	0.48
デンマーク										
1960	49	113	28	7	3	1	1	1.01	22.8	0.19
1965	49	114	25	6	2	1	1	0.99	22.5	0.18
1970	34	99	21	5	2	1	1	0.82	22.8	0.25
1975	20	81	25	5	2	1	1	0.67	23.5	0.37
1980	9	57	30	7	2	1	1	0.53	24.6	0.40
1985	5	46	44	15	4	1	0	0.57	26.2	0.46
1990	3	35	50	21	7	2	1	0.60	27.6	0.44
1995	3	26	55	28	12	5	1	0.65	29.0	0.41
1997	3	23	54	29	12	5	2	0.64	29.4	0.40
ノルウェー										
1960	47	104	35	12	5	3	2	1.04	23.7	--
1965	39	95	27	7	3	2	1	0.87	23.2	--
1970	47	107	26	7	2	1	1	0.96	22.8	0.13
1975	38	88	24	6	2	1	1	0.80	22.9	0.21
1980	21	73	26	6	2	1	0	0.65	23.5	0.25
1985	10	57	33	9	2	1	1	0.57	24.9	0.33
1990	5	47	43	14	4	1	0	0.58	26.2	0.43
1995	4	33	46	18	6	2	1	0.54	27.4	0.46
フィンランド										
1960	40	96	34	11	5	3	2	0.96	23.8	--
1965	43	94	32	10	4	2	1	0.93	23.4	--
1970	44	98	31	9	4	2	1	0.94	23.3	0.17
1975	29	74	26	7	3	1	1	0.70	23.4	0.26
1980	18	68	34	8	3	1	1	0.67	24.3	0.28
1985	11	54	36	10	3	1	1	0.58	25.1	0.28
1990	8	46	43	13	4	1	1	0.58	26.0	0.42
1995	5	38	45	17	6	2	1	0.57	27.0	0.48
1998	5	34	45	19	7	3	1	0.57	27.6	0.48

注：a--合計離婚率はその年次における結婚持続期間別離婚率の合計である。

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*.

と合計離婚率の推移が示されている。まず年齢別初婚率の推移から、4カ国全てで、25歳未満の初婚率が1960年代半ば以降目覚しく低下した一方、25～34歳の初婚率は1970年代半ば以降増加傾向にあるのがわかる。その結果、女性の平均初婚年齢は1970年代前半以降急速に上昇した。さらに、合計初婚率（TFMR）はスウェーデンとデンマークでは1960年代半ばまで、そしてノルウェーとフィンランドでは1970年代初頭まで0.9～1.0の高水準にあり、この時期北欧4カ国の女性はほぼ「皆婚」であったことがわかる¹⁾。しかしその後の15～20年間でTFMRは急激に低下し、1985年には0.53～0.58となった。ここから、北欧4カ国において1970年以降1980年代半ばまで急速な未婚化が起こったことがわかる。1990年代に入り、スウェーデンを除き北欧諸国の未婚化傾向は底を打った観があるが、TFMRは低水準に留まっている。さらに、平均初婚年齢の推移から、1980年代半ばに北欧の未婚化傾向は一応の終息をみたが、その後も女性の晩婚化は続いていることがわかる。さらに、未婚化が進行した1970年代から1980年代半ばにかけて離婚も急増した。1970年の合計離婚率（TDR）はノルウェーでは0.13、残り3国では約0.2であったが、1985年には4カ国全てでおよそ0.5にまで上昇している²⁾。

したがって、1970年代以降、社会制度としての結婚からの乖離が北欧4カ国全てで急速に進んだことが示唆される。

2. 同棲割合の変化

北欧諸国では婚姻からの乖離が進行したが、男女のカップル形成（union formation）自体が減少したわけではなく、1970年代以降同棲が急速に広まった。表5に示されているように、スカンディナビア3国において同居カップル中結婚していない者の割合は1975年

表5 北欧4カ国における女性の年齢からみた同居カップル中結婚していない者の割合（%）の推移

国名・年次	<20	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
スウェーデン							
1975	88	57	23	10	6	4	4
1980	91	69	37	18	10	7	6
1985	93	78	48	28	17	12	9
1990	91	75	46	25	17	13	10
デンマーク							
1976-77	--	49	19	10	--	--	--
1980-81	--	64	32	13	--	--	--
1984-85	--	72	40	19	--	--	--
1986-88	--	77	44	21	--	--	--
1998	87	81	54	31	22	15	11
ノルウェー							
1977	--	21	6	2	2	1	--
1988	--	63	31	14	7	8	--
1994	--	78	50	27	15	14	11
1998	--	83	55	34	22	16	10
フィンランド							
1999	92	78	49	31	23	18	14

資料：Statistiska centralbyrån (1992) *Folk-och bostadstrakningen 1990*, Del. 2; Knudsen, Lisbeth B. (1993) *Fertility Trends in Denmark in the 1980s*; Danmarks Statistik (1999) *Befolkningens bevægelser 1997*; Statistisk sentralbyrå (1999) *Statistical Yearbook of Norway 1999*; Tilastokeskus (2000) *Perheet 1999*.

1) このTFMRの値は、もしある（架空の）女性集団が1960年の北欧女性の初婚年齢パターンで結婚したと仮定すると、9割からほぼ100%の女性が初婚を経験するということを意味する。

2) TDRは結婚持続年数別離婚率から推計される。例えば、1970年のスウェーデンにおけるTDRの0.23は、もしある（架空の）結婚コホートの女性が1970年における有配偶スウェーデン女性の結婚年数別離婚率のパターンで離婚するとしたら、最終的に23%の女性が離婚を経験するということを意味する。

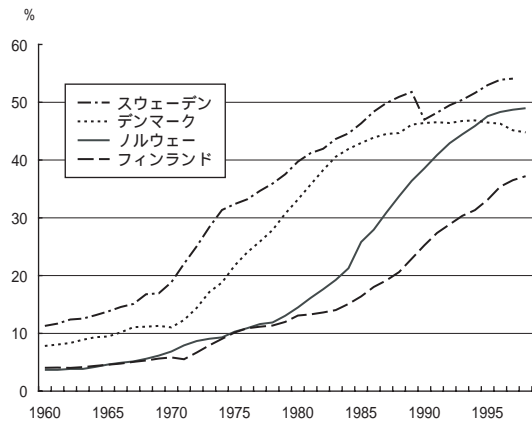
以降急激に増加しており、特に20歳代の女性における同棲割合の増加は目覚ましい。1980年代半ばには20～24歳の女性でおよそ7～8割、25～29歳の女性でも4～5割が結婚せずに同棲していた。この割合は1990年代に入ってから増加傾向にあり、30歳代の女性の同棲割合も2～3割という高水準になっている。

以上前項と本項の分析結果を、出生力水準の変化との関係から考えると、北欧諸国における1960年代半ば以降1980年代前半までの出生力低下の主因は、急速な未婚化と離婚の増加にあったことが示唆される。一方、1980年代に入ってから出生率回復の下でも未婚化は続いている一方、同棲が急増していることから、結婚と出産の乖離が進み、その結果家族形成が結婚のタイミングと有配偶割合に規定されなくなってきたことが、出生率回復の一因であることが示唆される。

3. 婚外出生割合の変化

結婚と家族形成の乖離傾向は婚外出生率の変化から直接確認することができる。図2には、北欧4カ国における婚外子割合の1960～1998年の推移が示されている。ここから、1960年代前半には北欧における婚外子割合は低く、比較的高かったスウェーデンやデンマークでも全出生の約1割、ノルウェーやフィンランドでは4～5%であったことがわかる。しかしその後、北欧諸国の婚外子割合は急激に増加した。この増加のタイミングには国間で差異があり、1960年代初めから増加が始まったスウェーデンを筆頭に、1970年代に入りデンマークが急増を開始し、続いて1980年代にはノルウェーが、そして1990年代にはフィンランドでも婚外子割合は3割を越えた。1997年時点で、この割合はスウェーデンで54%、デンマークとノルウェーで約5割、そしてフィンランドでも1998年には約4割となっている。

図2 北欧4カ国における婚外子割合(%)の推移, 1960-1998年



このように、晩産化が進行するなかで婚外出生率が急増したことは注目し得る。婚外出生率の高さは北欧諸国における出生行動の最大特徴の一つであるが、これは必ずしも家族崩壊や社会問題の増加を意味しない。事実、婚外出生児たちの両親の多くは同居し、親としての法的・社会的義務を果たしていることが報告されている (Eckdal 1984, Meisaari-Polsa and Söderström 1993)³⁾。した

3) 1984～85年にスウェーデン中央統計局が実施した全国調査によると、16歳以下の児童の約80%が実の両親と同居していた (Statistiska centralbyrån 1989)。1980年のデンマークでも、18歳未満児童の約80%が実の両親と同居していた (Ministry of Social Affairs 2000)。また、1990年代後半の北欧4カ国における調査によると、17歳以下の児童で親と同居する者のうち両親が揃っていた割合は4カ国全てで約75～80%である (Nordic Social-Statistical Committee 1998, 2001)。

がって、北欧諸国における婚外出生割合の増加は、むしろ家族形成における法的結婚の社会的拘束力の弱まりと新しい家族形態の浸透を示していると捉えるべきであろう。

4. 避妊実行率と避妊方法の変化

北欧諸国の避妊実行率は、1970年代初めには既に45歳未満の sexually active な女性の約7割に達していた (United Nations 2000, pp.162-63)。これは、1960年代初めにピルやIUDが市場に出回り始めたことによる「避妊革命」をうけて (Westoff and Ryder 1977)、1960年代～1970年代に北欧諸国で性と生殖をめぐる選択の自由と権利を守るための法的整備が進み、その結果望む者はだれでも容易に避妊を行うことができるようになったことが主因であると考えられる (Kosunen 2000, Linnér 1967, Wielandt and Knudsen 1997)。その後避妊実行率はさらに増加し、1980年代には約8割となった。また、避妊方法についてみると、国間で差はあるが、4カ国全てでピル、IUD、コンドームが上位3位を占めており、一方不妊手術は1980年代末のノルウェー(15%)を除き約5%と低い (Kosunen 2000, Nikander 1998, p.70, Swedish Institute 1997, United Nations 2000, pp.162-63)。さらに避妊方法を年齢別に見ると、不妊手術は30歳未満の女性には少なく、30歳代後半以上の女性で目立って高くなっている。ここから、1970年代半ば以降、北欧4カ国では妊娠を望まない出産可能年齢の女性の大部分は避妊を実行しており、その方法は modern method とよばれる安全かつ効率の高いものが大部分であると考えることができる。したがって、北欧4カ国の出産可能年齢にある女性の多くは、出産を抑制したければいつでも簡単・安全にそれを行うことができる環境の下で、高水準かつ効率の高い避妊を実行していることが示唆される。

5. 人工妊娠中絶数と中絶率の動向

次に、人工妊娠中絶について北欧4カ国の動向をみると、中絶届け出数は1960年頃から1970年代半ばにかけて劇的に増加した (Danmark Statistik 1999, Henshaw and Morrow 1990, Statistics Finland 2000, Swedish Institute 1997)。しかし、これは必ずしも実際の中絶数の急増を意味しておらず、非合法中絶数は合法的なものをかなり上回っていたのではないかと推測される。例えば、1930～1960年のスウェーデンにおける合法的中絶数は年間3,000～6,000で推移していたが、非合法的な中絶数はその3～5倍の15,000～20,000にのぼっていたと推計されている (Swedish Institute 1997)。これは、1960年代以前の北欧諸国では、合法的中絶は医学的・遺伝的理由によるものか、既に多くの子供がいる有配偶女性に限られており、若い女性や未婚女性が合法的に中絶手術を受けることはほぼ不可能であったことに因ると考えられる (Kosunen 2000, Swedish Institute 1997, Wielandt and Knudsen 1997)。

しかし、避妊革命を背景に、性と生殖をめぐる自由と権利を守るための法的整備の一環として、1960年代～1970年代前半に北欧諸国で中絶法が相次いで改正されたことにより、妊娠初期であれば望むものはだれでも合法的に中絶ができるようになった。その結果、そ

れまで地下に潜っていた非合法中絶が届け出られるようになり、中絶の届け出数と中絶率はともにめざましく増加した。しかし、1970年代半ば以降中絶は低下傾向にあり、1990年代末には15～44歳の女性1000人当りの中絶率は11～16である。Council of Europe (1999 a) のデータをもとに試算した1997年のフランスとイギリスの中絶率はそれぞれ約13と16であることから、北欧4カ国の中絶率はこれら2国とほぼ同水準にあり、格別高いものではない。また北欧諸国の年齢別の中絶率をみると、30歳未満の女性で目立って高い(Henshaw and Morrow 1990, pp.60-65)。これらの結果と1970年代以降の晩産化および高い避妊実行水準を考え合わせると、北欧4カ国において中絶は希望家族規模を達成した後の出産停止の手段ではなく、むしろ家族形成開始時期の調節手段、特に避妊に失敗した際のバックアップとして主に使われているのではないかと考えられる。

6. 出生率変化と近接要因

以上本節では、北欧4カ国における出生率の主要近接要因の動向と変化についてみたが、これら近接要因と出生率変化の関係について考察すると、前節でみたように、北欧4カ国の出生率は1960年代後半～1980年代前半にかけて低下し置換水準を割り込んだ。この置換水準以下への出生率低下は、20歳代以下の若い女性の晩産化によるところが大きく、これには晩婚化・シングル化そして離婚率増加など女性の結婚行動変化の影響が大きかったことが示唆される。一方、1980年代半ば以降の出生率回復は、晩産化が続くなかで30歳代の女性による出産のキャッチ・アップが効果的に行われ、また家族形成が社会制度としての結婚から乖離したことにより婚外出生率が急増したことが大きかったのではないかとと思われる。そしてこのような出産タイミングおよび家族規模のコントロールは、1960年代～1970年に起こった避妊革命や人工妊娠中絶の完全合法化によって可能になったと考えることができる。

IV. 社会経済的变化と出生率

1. 高学歴化

表6には、北欧4カ国における性・年齢別にみた就学年数13年以上の者（つまり高等教育を受けている者）の割合の1990～1996年の推移が示されている。この表から、1990年代の北欧諸国では高学歴化が男女ともに確実に進行していることがわかる。高学歴化の度合いはスウェーデンとノルウェーで比較的進んでおり、フィンランドでは若干遅れているとはいえ、国間差はわずかである。また年齢別割合の推移から、急速な高学歴化が開始された時期は4カ国ほぼ同じで、1990年に50歳代の男女が20歳代であった1960年頃から、1996年に40歳代の男女が20歳代であった1970年代にかけてであったことがわかる。

さらに注目されるのは、高学歴化のタイミングや度合いおよびその速度に男女間でほとんど差がなく、スウェーデンを除く3国では、1993年に40歳代であったコウホートを境に、それより若いコウホートでは男性より女性でより高学歴化が進行していることである。

(スウェーデンでは、1990年に50歳代であった最年長コウホートを除き、女性の方が男性より高学歴である。) ここから、北欧諸国では1960年代に若年人口全体の高学歴化が開始された中で、女性の高学歴化がより急速に進んだ結果、1970年代半ばには男女差がほぼ解消され、その後も高等教育における女性の相対的優位は維持されていることがわかる。

表6 北欧4カ国における性・年齢別にみた就学年数13年以上の者の割合(%)の推移, 1990-1996年

国名・年次	女				男			
	25-29	30-39	40-49	50-59	25-29	30-39	40-49	50-59
スウェーデン								
1990	19.6	28.5	25.9	16.8	19.5	25.8	23.3	16.9
1993	25.3	30.0	30.0	21.2	24.3	26.6	26.3	19.9
1996	29.9	30.8	32.5	24.6	28.0	28.0	28.1	22.5
デンマーク								
1990	17.9	26.4	19.1	11.7	14.7	21.3	21.5	15.6
1993	18.0	26.1	22.7	13.5	15.9	20.8	22.9	17.2
1996	20.5	25.6	26.0	16.0	17.7	20.8	23.3	19.3
ノルウェー								
1990	26.0	26.0	20.0	12.6	20.0	25.9	25.3	18.6
1993	29.1	27.8	23.0	15.4	23.4	25.5	27.1	21.7
1996	33.6	30.0	26.0	18.4	27.2	25.7	27.9	24.4
フィンランド								
1990	13.1	16.7	13.7	8.7	11.9	14.9	14.8	10.7
1993	18.4	19.0	15.1	10.6	15.7	16.1	15.0	12.7
1996	24.7	22.8	17.6	13.0	19.0	18.8	15.9	14.5

資料：Nordic Council of Ministers (1998) *Nordic Statistical Yearbook*, edited by Inge Feldbak, Copenhagen: Nordic Council of Ministers.

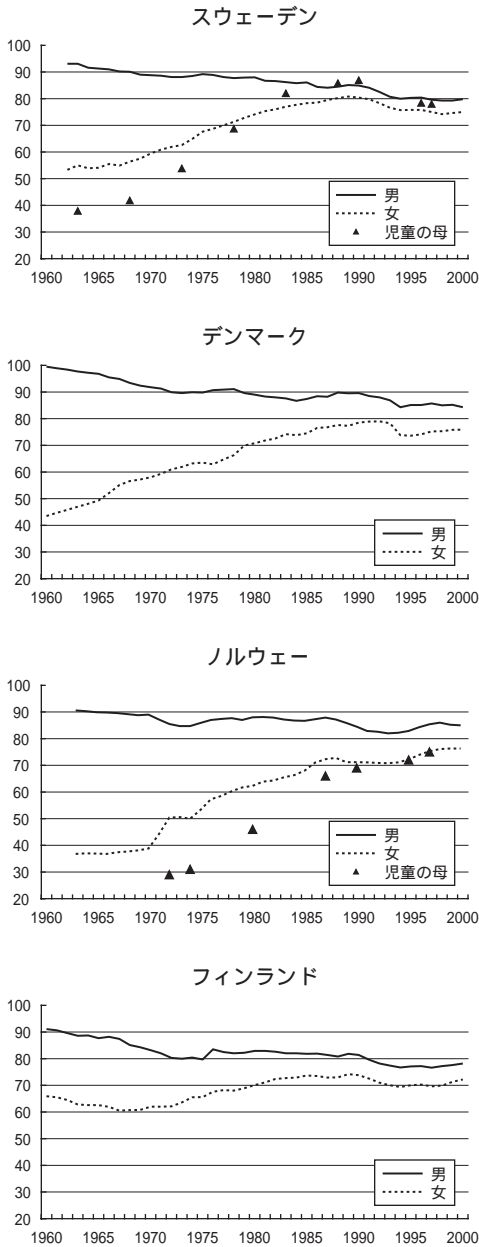
2. 男女別労働力率の推移

高学歴化における女性の相対的優位は男女の就業行動にどのように反映されたのであろうか。図3には、北欧4カ国における16～64歳の男女別労働力率の1960年代初頭から2000年までの推移が示されている。ここから、北欧諸国における女性の労働力率は1960年代～1980年代前半にめざましく増加したことがわかる。例外はフィンランドで、女性の労働力率は1960年代に既に約60～65%という高水準にあり、その後増加はしたが、そのテンポは元々水準が高かったこともあり、他の3国と比べてずっと緩やかなものであった⁴⁾。2000年現在、これら北欧4カ国の女性の労働力率は72～76%で、男性の78～85%と比べて遜色ない高率であり、先進国中最も高い水準にある(OECD 2001a)。

また、4カ国に共通したデータはないが、就学前児童の母親の労働力率についてもその変化傾向を概観することができる(図3参照)。スウェーデンでは、7歳未満の子をもつ女性の労働力率は1960年代初頭には38%であったが、その後1960年代後半から1970年代にかけて急増し、1980年代前半には80%に達して女性全体の労働力率を超えた。その後も就学前の子をもつ女性の労働力率は増加を続け、1980年代末には86～87%と労働年齢の男性全体の率と肩を並べるまでになった。しかし、1990年代に入り景気の後退が始まり、EU加盟による緊縮財政も相まって労働力率全体が低下するなかで、就学前児童の母親の労働力率も低下気味であるが、それでも女性全体の率よりも高く(1998年で前者78%後者74%)、

4) フィンランドでは女性の労働力率が伝統的に高い。この理由として、同国が農業国であった時代に女性も男性と同様に経済活動することが社会的に期待されていたことがあげられている(OECD 2001b)。これを象徴するように、フィンランド語には男性語と女性語の区別がない。

図3 北欧4カ国における16～64歳の男女別労働力率と就学前児童の母親の労働力率の推移、1960～2000年



男性全体の率とほぼ同水準である。

ノルウェーでも、3歳未満の子をもつ女性の労働力率の推移から、1970年代前半には幼児の母親の労働力率は非常に限られていたが、その後1980年代から1990年代を通じて増加を続け、1990年代末には女性全体の労働力率とほぼ同水準になったことがわかる。したがって、ノルウェーはスウェーデンに遅れること約20年で、出産・育児による女性の労働市場撤退という壁を越え、仕事と子育ての両立を達成したと考えられる。

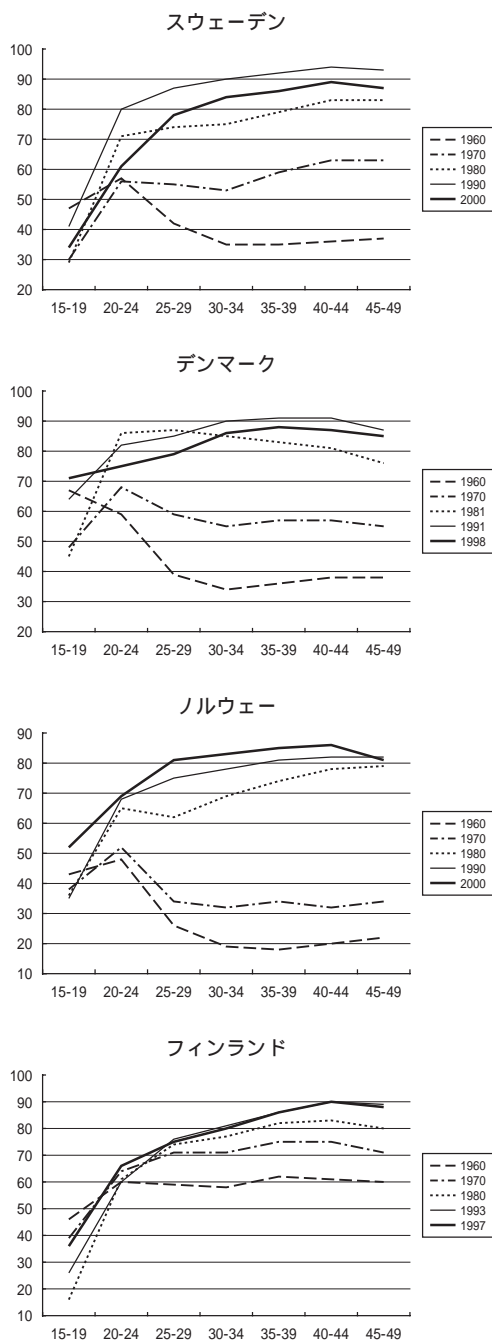
フィンランドについては、長期にわたる時系列データが得られないため確実なことは言えないが、就学前児童の母親の労働力率は1991年には69%、1993年には73%と、1990年代前半に女性全体の率を上回っていることから、他の2国同様（そしておそらくデンマークでも）、1990年代には出産・育児のため女性が一時的にせよ労働市場から撤退するという状況がほぼ姿を消したと考えることができよう。

3. 女性の年齢別労働力率の変化

このような女性全体の労働力水準のめざましい上昇の下で、女性労働の年齢パターンはどのように変わったのだろうか。図4には、女性の年齢別労働力率の推移が示されている。この図から、1960年半ば以降1990年頃まで、15～19歳を除き、女性の労働力率は全年齢階級でめざましく増加したことがわかる。その結果、女性の急速な労働力化とともに、女性就業の年齢パターンは、20～24歳の労働力率が突出するという「ひとこぶ」パターンから、男性のような台形に急速に形を変えた。例外はフィンランドで、同国の女性労働力率の年齢パターンは1960年時点で既に台形であり、女性の労働力率水準全体の増加とともにその上辺が上昇している。

このような北欧4カ国における女性就業の変化と出生率動向とを考えあわせると、1960年代～1980年代前半までの出生率低下期においては、女性就業と出生力とはマイナスの相関関係にあり、就業は出生率を押し下げているが、1980年代以降はプラスに転じ、高水準

図4 北欧4カ国における女性の年齢別労働力率の推移, 1960-2000年



の女性就業のもとで出生率の回復が起こったことがわかる。ここから、1980年代以降北欧では男女がともに働くことが当たり前となり、またそのための社会的・政策的支援体制の整備・拡充が行われたことが推測される。

4. 賃金の男女格差

表7には、北欧4カ国の製造業における平均賃金の男女格差（男性の平均を100とした場合の女性の平均）の1963年～1998年の推移が示されている⁵⁾。製造業に従事する男女の賃金格差は、1960年代初めには男性100に対して女性が約70（最も高いスウェーデンで72、最も低いフィンランドで67）であったが、1960年代～1970年代を通じて男女格差は縮まり、1980年にはスウェーデンで90、デンマークで86、ノルウェーでは82、そしてフィンランドでも75となった。男女格差が比較的大きかったノルウェーとフィンランドでは、その後も縮小が続き、1998年にはスウェーデンで91、デンマークで84、ノルウェーはデンマークを追い抜き88、そしてフィンランドで79となっている。ここから、北欧4カ国では1960年代から1970年代に女性の労働市場参加が急速に進む中で、賃金・給与の男女格差も縮まったことがわかる。

5. 社会経済的変化と出生率の関係

以上本節では、1960年代以降の北欧4カ国における教育と就業・賃金などの社会経済指標の動向を検討した。まず教育水準の動向から、1960年代に男女ともに高学歴化が進行するなかで、女性の高学歴化はより急速であり、その結果1970年代半ばには高等教育における

5) 平均賃金・給与の男女格差を検討する際、製造業ではなく給与所得者全体もしくは事務職従事者を見る方が適切であると考えられるが、1960年代～1990年代末を通じて男女別平均賃金のデータが得られるのは製造業のみであるため、ここではこのデータを用いた。

男女差はほぼ解消された。これを出生率との関係からみると、高学歴化により出産・子育てをめぐる女性の機会コストは上昇したと考えることができ、これが1960年代後半から1980年代前半の置換水準以下への出生率低下の一因になっていたのではないかと推測される。

また、1960年代から1980年代前半にかけて20歳代から30歳代の出産のピーク年齢にある女性の労働力率が急増し、1980年代後半には男性と比較して遜色ない高水準を達成した。

これらを出生率の動向と重ね合わせると、置換水準以下への出生率低下には出産ピーク年齢の女性の急速な雇用労働力化の影響も大きかったのではないかと考えられる。また1960年代～1980年代に男女の賃金格差も縮小したが、有給出産・育児休業制度が本格的に開始される以前（そして開始後もその内容が豊富でない時期）には、女性の経済力の相対的上昇は出産・育児の機会コストをさらに押し上げたのではないかと推測される。

なお、出産のピーク年齢にある女性の労働力率、中でも就学前児童をもつ母親の労働力率は、出生率回復が始まった1980年代半ば以降も増加を続けているが、これは第VI節で検討する出産・育児休業制度と保育サービスに代表される家族政策の拡充によるところが大きいと考えられる。手厚い有給出産・育児休業制度によって出産・子育てのために女性が労働市場から撤退する必要がなくなり、出産ピーク年齢の女性の労働力率は上昇する。そしてまた、職場復帰後も手厚い保育サービスが得られれば、子育てと仕事を両立することが容易になる。1980年代半ば以降の北欧諸国の状況はまさにそれではないかと想像される。

V. 家庭内役割の男女分担

1. 家庭内役割の男女分担の水準とトレンド

前節でみたように、1960年代以降北欧諸国では女性の雇用労働力化が進み、また経済力における男女格差も縮小した。このような女性就業の急増を背景に、1970年代以降の北欧諸国の家族政策は、児童福祉と親の仕事と家庭の両立支援に加えて、社会のあらゆる分野における男女平等の実現をその政策目標とするようになった（Ellingsæter and Rønsen 1996, Jacobsson and Alfredsson 1993, OECD 2001b, Rostgaard 2002, Rønsen and Sundström 1996, Swedish Institute 1993）。このような総合的政策努力を続けてきた北

表7 北欧4カ国における製造業の平均賃金の男女比（男性を100とした場合の女性の値）の推移、1963-1998年

年次	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド
1963	72	69	70	67
1965	75	72	72	68
1970	80	74	75	70
1975	85	84	78	73
1977	87	86	80	74
1980	90	86	82	75
1982	90	85	83	77
1985	90	86	84	77
1987	90	84	84	77
1990	89	85	87	77
1992	90	85	87	78
1995	90	85	87	79
1998	91	84	87	79

資料：ILO, *Yearbook of Labour Statistics*, various years; Statistiska centralbyrån, *Statistisk Årsbok för Sverige*, various years; Statistics Norway (1995) *Historisk statistikk 1994*.

欧においてさえ、家庭内役割分担は未だ男女平等ではない。とはいえ、1970年代以降家庭内役割における平等化が進んだこともまた事実である。

表8には、北欧4カ国とわが国における男女別週平均就業時間、家事時間と育児時間の合計である平均家庭内労働時間、および家庭内労働時間における男性分担割合が示されている。長期にわたる時系列データはノルウェーを除き得られないため北欧全体について確言はできないが、ノルウェーでは女性の就業時間が増加した一方で、男性の家庭内労働時間が大きく増加し、その結果1970年代初めには15

表8 男女別週平均就業時間と家庭内労働時間、および家庭内労働における男性分担割合：北欧4カ国と日本

国名・年次	就業時間		家庭内労働時間		男性分担割合 (%)		
	男	女	男	女	家事	育児	合計
スウェーデン 1990-91	41.1	27.3	20.2	33.2	39	29	38
デンマーク 1987	35.0	21.8	11.2	22.5	34	27	33
ノルウェー 1972	40.0	14.4	6.9	37.2	15	21	16
1980-81	34.2	17.1	9.2	29.8	22	29	23
1990	30.8	19.3	18.3	30.6	39	28	37
フィンランド 1979	30.0	21.8	11.7	25.6	32	23	31
1987	31.7	23.1	12.6	24.4	35	26	34
日本 1976	42.4	23.5	0.9	23.1	4	--	4
1981	42.5	22.3	0.9	23.7	4	--	4
1986	41.8	21.2	1.3	24.3	5	6	5
1991	40.8	19.5	2.8	27.1	9	13	9

資料：United Nations (1991) *The World's Women 1970-1990: Trends and Statistics*; —— (1995) *The World's Women 1995: Trends and Statistics*.

%であった男性の家庭内労働分担割合は、1990年には37%と20年間で約1.5倍に増加した。1980年代後半～1990年代初頭における他の3国の男性家庭内労働分担割合も、ノルウェーとほぼ同水準にあり、1990-91年のスウェーデンでは39%、1987年のデンマークとフィンランドではそれぞれ33%と34%になっている⁶⁾。男性の家庭内役割分担割合が3～4割では男女平等とは言えないにしても、1991年でわずか9%というわが国はもちろんのこと、イタリア（1988-89年で19%）やスペイン（1991年で18%）と比べても、北欧では男性の家事・育児参加がはるかに進んでいるといえよう。ここから、女性の労働市場進出の急増に伴い、北欧の家庭内役割の男女分担パターンが大きく変化したことがわかる。

2. 男性の家事分担の決定要因

では、家庭内労働の男女分担の決定要因には、どのようなものがあるのだろうか。1980年代に欧米11カ国で実施された全国調査データを用いて、男性の家事分担の決定要因に関する国際比較分析が行われている（Singelmann et al. 1996）。この分析にはフィンランドを除く北欧3国が含まれており、ここではこの3国における共稼ぎカップルの家事時間における男性分担割合の決定要因の多変量解析結果を検討してみたい。この解析結果によ

6) 北欧4カ国では1999～2000年にかけて、Eurostatの主導する「ヨーロッパ生活時間調査（The European Time Use Survey）」に参加して全国調査が実施された。しかし、この調査データの集計結果はまだ公表されていないため、ここにそれを示すことはできなかった。

ると、3国全てで、①女性の教育水準が高いほど男性の家事分担割合は高く、②自営業の男性と比べて、ホワイトカラーの男性の分担割合は高い。さらに、スウェーデンとノルウェーでは、①男性の収入が高いほど男性の家事分担割合は低いが、②女性の収入が高くなると男性の分担割合は増加し、③男性の教育水準が高いほど男性の家事分担割合も高かった。

要約すると、夫の経済力は夫自身の家事参加を低下させる一方、妻の経済力は夫の家事参加を増加させた。ここから、北欧諸国では、男女の経済的地位は家庭内役割分担に影響を与えることが示唆される。前節でみたように、男性に対する女性の相対的経済力は、北欧4カ国全てで1960年代～1980年代に目覚しく増加した。したがって、男性の家庭内役割分担の増加には女性の経済的地位の上昇が大きく関わっていたことが示唆される。また、教育水準の上昇も男性の家事参加をもたらしている。前節でみたように、北欧では1960年代～1970年代に高学歴化が進行し、その速度は緩やかになったとはいえ現在も続いている。したがって、この高学歴化は家庭内ジェンダー関係をより男女平等にしたと考えることができ、今後もこの傾向は続くのではないかと予想される。

VI. 家族政策

1. 北欧型福祉国家モデル

北欧諸国は、「北欧型福祉国家モデル (Nordic welfare state model)」と呼ばれる手厚い家族政策をもつことで知られる。この起源は20世紀前半に遡ることができるが、現在の福祉国家モデルが根付き始めたのは1950年代～1960年代のことであり、その発展が本格的になったのは1970年代に入ってからのことである (Dahl 1984, Forssén 2000)。この背景には、女性の家庭外就業の急増と、それに伴うジェンダー役割の変化があった。この「北欧モデル」の特徴は、資源や富の再分配の広さと、それを実施するための法的整備の充実であり、その対象は家族・家庭におかれている (Esping-Andersen and Korpi 1987, Kosonen 1993)。そこで、主要西側先進諸国における家族政策の特徴を、①1990年代後半の家族政策をめぐる法整備の度合いと、②児童のいる世帯の所得分布における一番下25%の世帯の実質所得 (米ドル換算) をクロスすることで分類すると、表9のようになる (Forssén 2000)。ここから、北欧4カ国は家族政策をめぐる法整備と幅広い富の再分配

表9 主要西洋先進諸国における家族政策関連の法整備の度合いと児童を含む貧困世帯の1990年代後半の実質所得

法整備の度合い	所得分布の最低25%の実質世帯所得が米国中位所得の：	
	45～60%	30～44%
進んでいる	フィンランド スウェーデン デンマーク ノルウェー ベルギー	フランス
比較的遅れている	ドイツ ルクセンブルク	イタリア オランダ アメリカ オーストラリア イギリス

注：貧困世帯とは、児童家族世帯の1997年の所得が同年の世帯全体の所得分布において最低の25%以下である世帯を指す。

資料：Forssén, K. (2000) "Child Poverty in the Nordic Countries," *University of Turku Department of Social Policy Series B*: 22/2000, Turku, University of Turku.

という点で、西側先進国中最も進んでいるグループに属することがわかる。このように北欧の家族政策は、保障の手厚さ、制度化の高さ、そして対象の広さによって特徴付けられ、政策実施は高い課税水準によって確保される政府予算の多くを公共サービスに費やすことで進められている。

一般的に、家族政策の実施には、お金 (money)、休暇 (time-off)、サービス (services) という3つの手段があるが、これらは北欧の家族政策において、(1)児童手当、(2)出産・育児休業制度、(3)保育サービスという3つの柱を形成している。これら3つの柱はこの順序で発展し、北欧4カ国におけるユニヴァーサルな児童手当制度は1940年代後半～1950年代前半に始まり、次いで包括的有給出産・育児休業制度が1970年代半ば～1980年代に開始され、保育サービスが本格的拡充をみたのは1980年代～1990年代である (Forssén 2000, 津谷 2002)。以下、これら3つの柱のそれぞれについて、その変遷と内容を要約し、その特徴を比較・検討したい。

2. 児童手当

表10には、1999年における北欧4カ国の児童手当 (child allowance) 制度の特徴がまとめられている。4カ国全てで児童手当はユニヴァーサルであり、非課税で、親の所得に関係なく一定額が支給される (Nordic Social-Statistical Committee 2001, pp.50-52)。この全児童を対象とし非課税かつ親の所得要件なしという特徴は、児童手当制度が北欧各国で創設された1940年代末～1950年代初頭から変わっていない⁷⁾。受給年齢の上限は国によって異なり、スウェーデンとノルウェーでは16歳まで (スウェーデンでは就学していれば20歳まで)、デンマークでは18歳まで、そしてフィンランドでは17歳まで支給される。また、デンマークとノルウェーでは児童の年齢によって給付額が変わり、低年齢 (デンマークでは3歳未満、ノルウェーでは1～3歳) 児童のいる家庭には増額される⁸⁾。さらに、デンマークを除く3国では、子供の多い家庭に対し給付が増額される「多子加算」制度が存在し、スウェーデンを除く3国には片親家庭への付加給付制度がある。これら多子加算および片親家庭給付のルールは国により異なる。

この複雑な国間差異を具体的に要約するため、表11に1999年12月における北欧4カ国の児童手当の年間支給額を世帯の特徴別に示す。1999年末時点での児童1人当りの基礎手当額は、スウェーデンで月850クローネ (SEK)、デンマークで850クローネ (DKK)、ノルウェーで926クローネ (NOK)、フィンランドで535マルカである⁹⁾。これをユーロに換算すると、児童手当の児童1人当りの平均支給額は月73.5～110ユーロとなる。この手当額はこれだけで子供を養育するには十分ではないが、非課税かつ全児童を対象とするという

7) 児童手当制度の創設年度はスウェーデンとノルウェーでは1947年、デンマークでは1951年、フィンランドでは1948年である (European Union 2001, Gauthier 1994, Swedish Institute 2001a)。北欧諸国の児童手当制度の変遷についての詳細は、津谷 (2002) を参照されたい。

8) さらにノルウェーでは、国の最北に位置するフィンマルク郡 (Finnmark County) およびトゥルス郡 (Troms County) の一部の市町村に居住する児童には児童手当の付加給付がある (Ministry of Children and Family Affairs 2000)。

9) スウェーデンの児童手当基礎額は2001年1月付けで月950クローネとなった (National Social Insurance Board 2000)。

表10 北欧4カ国における児童手当制度の特徴の比較（1999年12月時点）

	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド
対象児童 (coverage)	全員	全員	全員	全員
受給対象年齢	16歳未満 ^a	18歳未満	16歳未満 ^b	17歳未満
手当は課税対象か	非課税	非課税	非課税	非課税
親の所得による支給額差	なし	なし	なし	なし
児童年齢による支給額差	なし	あり	あり	なし
多子加算	あり	なし	あり	あり
片親家庭への付加手当	なし	あり	あり	あり

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999: Scope, Expenditure and Financing*, Copenhagen: Nordic-Social Statistical Committee; European Union (2001) *Norway: Family Benefits, Mutual Information System on Social Protection in the EU Member States and the EEA*; Ministry of Children and Family Affairs (2000) *The Rights of Parents of Small Children in Norway*, Oslo: Ministry of Children and Family Affairs.

注：a--児童が就学している場合には、20歳になる春まで受給可能。

b--2000年より18歳未満。

意味においてその社会経済的影響は大きい。このように北欧諸国の児童手当制度は幅広くかつ相当な保障を全ての児童家庭に対して行い、また多子家庭や片親家庭など政策的支援をより必要とする家庭に対して付加的給付を行うことで、社会的弱者を保護し、親の経済状況によって子供が不利益を被らないような配慮がなされている。

表11 北欧4カ国における世帯の特徴からみた児童手当の年間支給額（1999年12月時点）

	スウェーデン (SEK)	デンマーク (DKK)	ノルウェー (NOK)	フィンランド (FIM)
両親と:				
子ども1人	10,200	10,200	11,112	6,420
子ども2人	20,400	20,400	22,224	14,304
子ども3人	33,324	30,600	35,316	23,652
片親で:				
子ども1人	10,200	18,604	22,224	8,852
子ども2人	20,400	33,568	35,316	19,104
子ども3人	33,324	48,532	48,408	30,852
児童1人当りの平均支給額				
自国通貨	9,568	10,688	13,764	7,723
ユーロ換算	882	1,152	1,317	1,110

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999: Scope, Expenditure, and Financing*, Copenhagen: Nordic Social-Statistical Committee.

3. 出産・育児休業制度

有給出産・育児休業制度は、1970年代以降の北欧4カ国における家族政策の根幹を成し、出産・育児と仕事の両立を支援する上で欠くことができないものである。国によりその内容に差はあるが、4カ国の制度は全て有給休業期間の長さ、所得補償の手厚さ、および利用方法をめぐる選択肢の多さと柔軟性によって特徴付けられる (Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999a, Rønsen 1998, Sundström and Stafford 1992)。北欧4カ国で出産休業制度が開始されたのは戦前であるが、全女性（もしくは全ての働く女性）を対象とした所得補償率の高い制度として拡充が開始されたのは比較的最近で、スウェーデン

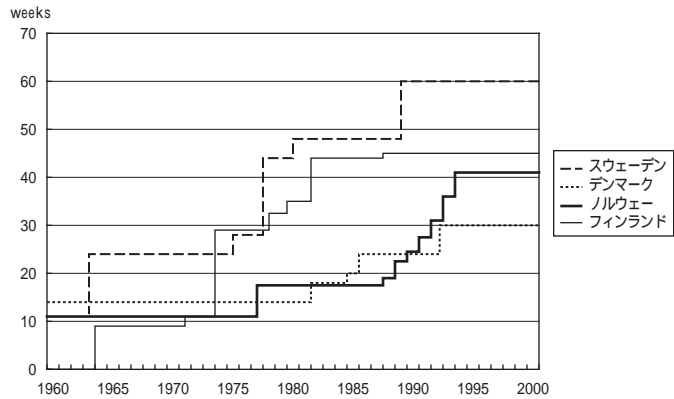
で1970年代半ば、フィンランドで1980年代前半、そしてデンマークとノルウェーでは1980年代後半のことである (Forssén 2000, Gauthier 1994, Hoem and Hoem 1996, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b)¹⁰⁾。また、有給休業期間における男性の取得が法的に義務化されたのはさらに遅く、1990年代半ば以降のことである¹¹⁾。

図5には、北歐4カ国における全男女を対象とした有給出産・育児休業期間(週数)の変遷が

示されている。スウェーデンの出産休業制度は戦前に開始されたが、その転換点は1974年に始まった「親保険 (parental insurance)」により、それまでの働く女性のみを対象とした低所得補償で24週間の母親出産休暇から、所得補償率90%で24週間の出産・育児休業を全両親に与える制度に生まれ変わったことによりもたらされた (Sundström and Stafford 1992, Swedish Institute 1992)¹²⁾。有給休業期間はその後相次いで延長され、翌1975年には28週に、1978年には44週に、そして1980年には48週となった。1989年以降、有給休業期間は60週であり、うち48週が75~90%の所得補償期間、残り12週は最低保障額が支給される。また、1990年代後半には、経済不況とEU加盟に伴う緊縮財政のため所得補償率が度々変更され、1995年には90%から80%に、さらに1996年には75%となったが、1998年に80%に戻されている。

デンマークの有給出産・育児休業制度は、1960年に全ての働く女性に産後14週間失業給付額の90%を保障することで開始された (Knudsen 1999)。その後約20年間目ばしい変化はなかったが、1980年代以降拡充が開始され、1990年代に入りそのテンポは加速した。まず1981年には有給休業期間が18週間になり、次いで1984年にはそれが20週間に延長される

図5 北歐4カ国における全男女(もしくは全就業者男女)を対象とした有給出産・育児休業期間(週数)の変化、1960-2000年



10) 北歐4カ国の出産・育児休業制度の変遷と内容の詳細は、津谷(2002)を参照されたい。

11) 男性が休業期間(少なくともその一部)を女性と共有することは制度創設初期(スウェーデンでは1974年、デンマークでは1984年、ノルウェーでは1977年、フィンランドでは1978年)から許されていた。しかし、休業期間の一部を男性に限ることにより男性の取得を法的に義務付けるようになったのはスウェーデンで1995年、デンマークでは1999年、ノルウェーでは1993年のことである (Council of Europe 1999a, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b, Swedish Institute 1996)。フィンランドでは男性の取得の義務化は未だ実施されていない。

12) 1974年の創設以来、スウェーデンの親保険制度には「次子出産に対する資格期間 (eligibility interval)」と呼ばれる他の北歐諸国に見られない項目が含まれている。これは、定められた期間内に次子を出産すれば、前の子と同条件で休業することができるというもので、この資格期間は1974年には12ヶ月であったが、1978年に18ヶ月、そして1980年には24ヶ月へと延長され、1986年以降30ヶ月となった。Lesthaeghe and Moors (2000)によると、1980年代後半~1990年代の同国における出生率上下動の一因は、この資格期間の出生力へのピリオド効果にある。

と同時に男性も休暇期間の一部が取得できるようになった (Christoffersen 1990). 翌1985年には有給休暇期間は24週に延長され、そして1992年にはそれが30週となり、この期間終了後も雇用主の同意が得られれば、さらに親1人につき13～52週間の休暇が取得できるようになった (Council of Europe 1999b, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b). デンマークの出産・育児休業における所得補償率は90～100%と高いが、創設以来雇用保険制度の下で運営されているため、受給対象者は就業者男女に限られている。

ノルウェーで全女性を対象とした有給出産・育児休業制度が開始されたのは1956年のことであり、低い所得補償で12週間の有給休暇期間が与えられた (Rønsen 1998). その後約20年間大きな変化はなかったが、1977年に有給休暇期間が18週に延長され、同時にその一部を男性が女性に代わって取得することが可能になった¹³⁾. さらに翌1978年には所得補償率が一挙にほぼ100%に引き上げられた. その後、1980年代後半～1990年代初頭に有給休暇期間は相次いで延長され、また取得方法も柔軟になった. 1987年には有給休暇期間は20週となり、また1991年には所得補償率を100%から80%に下げることによって、より長期間の休業が可能になった. 1993年には100%の所得補償による休暇期間が42週 (80%の補償なら52週) に大幅延長された.

フィンランドにおいて全女性を対象とした有給出産・育児休業制度が開始されたのは1964年のことであり、当時の休暇期間は9週間で、所得補償率は40%であった (Rønsen 1998). その後1970年代を通じて所得補償率は40%のままであったが、有給休暇期間は立て続けに延長され、1971年に12週間、1974年に29週間、1978年に32週間、そして1979年には35週間となった. 1980年代に入り制度はさらに充実し、1981年には有給休暇期間は43週となり、翌1982年には所得補償率が最初の105日間は80%、そして残りの期間は70%へと一気に引き上げられた. 1987年には有給休暇期間は44週に延長された¹⁴⁾.

最後に、1999年12月時点の北欧4カ国における出産・育児休業制度の内容を比較してみたい. 表12に示されているように、有給休暇期間の最も長いスウェーデンでは、最初48週が所得補償率80%、残り12週は最低保障額の1日60クローネで、合計最大約60週休業することができる (Swedish Institute 2001a). デンマークの有給休暇期間は産前・産後合わせて30週であり、所得補償率も上限付きではあるが100%となっている (Nordic Social-Statistical Committee 2001). この30週の内訳は、産前に4週・産後に14週で合計18週間母親のみが取得できる母親休暇、それに続く10週間の母親父親のどちらかが取得可能な親休暇、そしてそれに続く父親のみ取得可能な2週間の父親休暇である. なお、18週間 (出産後14週間) 以降の親休暇の代わりに、子供が8歳になるまでの間に両親が各々連続

13) 1977年以降、ノルウェーでは有給休暇に引き続いて無給休暇を取ることが可能である. 有給休暇期間が18週間であった1977年当時の無給休暇期間は30週間で、子供が1歳になるまでに取得することとされた. 1995年には、この無給休暇期間は親1人につき最大12ヶ月となり、その結果有給休業期間と合わせて子供が3歳になるまでの連続した休業が可能となった.

14) 1991～92年に有給休暇期間は46週に延長されたが、1993年には44週に戻された (Rønsen 1998). ノルウェーと同様に、フィンランドでも1985年以降有給休暇期間終了後に無給休暇を取得することが可能になった. この期間は1985～1990年に延長され、1990年以降全ての男女に子供が3歳になるまで保育休暇を取る権利が与えられ、その期間家庭保育手当 (child home-care allowance) の受給が可能になった.

表12 北歐4カ国における有給出産・育児休業制度の特徴の比較（1999年12月時点）

	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド
就業者				
所得補償のある休業期間 （うち出産前取得可能期間）	60週 （約9週）	30週 （4週 ^a ）	42・52週 ^b （最大12週）	44週 （5－8週）
休業前所得に対する所得補償率	80% ^c	100%	100・80%	70%
所得補償額（週額）の上限				
自国通貨	5,250	3,048	5,417	上限なし
ユーロ換算	484	329	518	
所得補償額の下限				
自国通貨	420	下限なし	618	360
ユーロ換算	39		57	52
対象者別休業期間				
母親（女性）に限定	4週	18週	9週	18週
父親（男性）に限定	4週	2週	4週	--
母親か父親のどちらか	56週	10週	29・39週	26週
出産時父親休暇（父母両方の同時 取得可能）期間	2週	2週	2週 ^d	3週
所得補償は課税対象か	課税対象	課税対象	課税対象	課税対象
非就業者				
出産・育児手当受給可能期間	約64週	なし	一時金	44週
出産・育児手当の週額（自国通貨）	420	ゼロ	32,138	360
手当受給期間を男性と共有	できる	手当なし	状況による ^e	できる ^f
手当に課税されるか	課税対象	手当なし	非課税	課税対象

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in Nordic Countries 1999*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.

a--母体の健康が心配される妊娠，および就業による胎児への悪影響がある場合延長可能。

b--100%の所得補償の場合休業期間は42週，80%の所得補償なら52週。

c--80%の所得補償期間は最初の48週で，残りは最低保障額（1日当り60クローネ）。

d--所得補償はないが，出産前に取ることもできる。

e--母親が死亡するか，離別や同棲解消により父親が単独で親権を持つ場合に受給可能。

f--最大26週間。

13週間の育児休暇を所得補償率60%で取得することもできる（Council of Europe 1999d, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b）¹⁵⁾。ノルウェーでは所得補償率100%で休業すれば42週，80%の所得補償であれば52週であり，フィンランドでは所得補償率は70%で，休業期間は44週である（Ministry of Children and Family Affairs 2000, OECD 2001b）。

フィンランド以外の3国では，休業期間の一部を男性が取得することを義務付けており，その期間はスウェーデンとノルウェーで4週間，デンマークでは2週間である。なお，通常男女どちらか一方しか取得が許されていない出産・育児休業であるが，出産直後に限り（ノルウェーでは直前でも）男女が同時に取得することが可能である。この期間は2～3週間で，ノルウェーでは無給であるが，他の3国では所得補償がある。なお，これらの出産・育児休業にともなって支給される手当は全て課税対象となる。さらに，スウェーデンとノルウェーでは，有給休暇期間を全てフルタイムで取得することもできるが，就業しな

15) 雇用主との合意があれば，育児休暇は親1人当り52週まで延長することができる。しかしこの休暇は連続取得が条件であり，何度も分けて取得することはできない。

からパートタイムで取得することもできる。スウェーデンでは、最初6ヶ月フルタイムで休業した後、残りは子供が8歳になるまでの間に父母どちらかがパートタイムで休業できる。この制度は「時間預金制（タイムバンク）」と呼ばれている。ノルウェーでは、100%の所得補償で42週間フルタイム休業するかわりに、80%の所得補償で52週間休業することもできる。さらにこの「時間口座制（タイムコント）」の下では、パートタイム就業しながら部分休業することも可能である。これは、有給休暇期間42週間（または52週間）のうち、男女どちらかの取得が義務付けられている29週間（または39週間）について、その全部または一部の期間、就業時間を短縮しながら育児休業するという形で利用される（Ministry of Children and Family Affairs 2000）。

4. 保育サービス

戦後を通じて北欧の保育サービスは主に市町村によって担われてきた。したがって、保育サービスの内容は、同一国内でも実施主体である市町村間で大きな差異が存在する。そこでここでは、各国の公的保育サービスの発展経緯を概観し、次に4カ国における保育サービスの利用パターンをみてみたい¹⁶⁾。スウェーデンの公的保育サービスは、1944年に政府が保育所と幼稚園に補助金を支出することを認め、公的保育の制度化をはかることによって本格的なものとなった。その後、1960年代～1970年代にスウェーデン経済がめざましく発展し、女性就業が急増するにともない、保育サービスへの需要が高まり、その供給不足が大きな社会的関心事となった（津谷 1996）。これを受けて、1977年の「児童保育法（Child Care Act）」および1982年の「社会サービス法（Social Service Act）」の施行を通じて1970年代後半以降法的整備が進み、その結果公的保育サービスは大きく拡充された。1985年には、親が就業している全ての就学前児童と学童に対して、市町村は保育サービスを供給する法的義務があるとされ、この目標達成のタイムリミットは1991年とされた（Socialstyrelsen 1992）。このような政策的努力により保育施設在籍者数は大きく増加したにもかかわらず、1980年代を通じて保育所不足は社会的関心事であり続け、1990年代の経済不況の中でも保育サービスは増加を続けた。

現在スウェーデンの保育サービスにおいて中心的役割を担っているのは、就学前児童を対象とした就学前学校（preschool、スウェーデン語で förskola）と、学童を対象とした「余暇センター（leisure-time center、スウェーデン語で fritidshem）」と呼ばれる学童保育所、および就学前児童と学童の両方を対象とする家庭保育所（family daycare スウェーデン語で familjedaghem）である（Skolverket 2001, Swedish Institute 1996, 2001b）¹⁷⁾。さらに、家庭保育所の保育ママと保育児童および育児休業中の母親などを対象として、週

16) 北欧4カ国における保育サービスの変遷と内容の詳細は、津谷（2002）を参照されたい。

17) 1998年に、保育サービスの中央監督省庁は保健社会省（Ministry of Health and Social Affairs）から教育庁（National Agency for Education）へと移行し、その結果保育サービスをめぐる法的条項は社会サービス法から学校教育法に移された。それと同時に、全6歳児は小学校入学前の1年間就学前教室に無料で在籍できることが保障された（National Agency for Education 2000）。

2・3回数時間開かれる開放型就学前学校（open preschool スウェーデン語で öppen förskola）もある¹⁸⁾。

デンマークの公的保育サービスは、1960年代に中央政府の指導・監督の下、市町村政府が子供の年齢に応じた保育を開始することにより本格的なものとなった（Ministry of Social Affairs 2000）。しかし、就学前の子をもつ母親の就業の急増に保育サービスの増加が追いつかず、保育所不足は深刻化した。この不足を補うべく、1967年には家庭保育所が市町村政府の監督・管轄下におかれ、公的保育サービスの一翼を担うことになった。保育サービス不足解消のための政策的努力はその後も続けられ、1980年代に入って保育所在籍児童数はめざましい増加をみた。また同時に保育サービスをめぐる法的整備も進み、1976年の「社会支援法（Social Assistance Act）」および1987年の「社会サービス法（Social Service Act）」の施行により、公的保育サービス運営の権限と責任は中央から市町村に移行した。さらに、1995年には6歳未満の全児童に公的保育を受ける権利が与えられた。したがって、スウェーデン同様、デンマークでも公的保育サービスは、国の基準の下で市町村が運営しており、原則として待機児童がでないよう「十分な量」の保育サービスを供給することになっている。しかし、スウェーデンと異なり、「十分な量」を決定する権限は市町村がもっている。

デンマークの保育サービスの種類は子供の年齢により区別され、就学前児童を対象とする保育サービスには、6ヶ月～2歳までの児童を保育する低年齢児童保育所（crèche もしくは toddler center, デンマーク語で vuggestuer）と、3～6歳児を対象とする保育所（kindergarten, デンマーク語で børnehaver）があり、また6ヶ月～6歳（10歳のこともある）の児童を同一施設で保育する年齢統合型施設（age-integrated institutions, デンマーク語で aldersintegrerede institutioner）もある（Janson 1997, Ministry of Social Affairs 2000, Polakow 1997）。また、6ヶ月～2歳の子供は、家庭保育所（family daycare, デンマーク語で dagpleje）での保育も必要に応じて受けることができる¹⁹⁾。一方、学童を対象とするものには、「放課後センター（after-school center, デンマーク語で fritidshjem）」と呼ばれる学童保育所、および学校余暇施設（school-based leisure-time facilities, SFO）がある。

ノルウェーの公的保育サービスは1970年代前半に整備・拡充が開始された（Rønsen 1998）。その後、1970年代～1980年代を通じて保育サービスの供給は増加し、公的保育施設の在籍就学前児童数は増加を続けた。しかし、他の3国と比べてノルウェーの公的保育サービスの整備は遅れており、1990年における就学前児童の保育所在籍割合は北欧4カ国中最低であった（Nordic Social-Statistical Committee 2001, Statistics Norway 1995）。

18) 学童保育所や家庭保育所への入所が不可能・不適当な場合、10～12歳の学童を対象に、開放型余暇活動（open leisure-time activities スウェーデン語で öppen fritidsverksamhet）が実施されている市町村もあるが、その数は少数である。

19) さらに6歳時の1年間、小学校入学準備として無料の就学前教室（preschool class, デンマーク語で børnehaveklasse）に参加することもできる。

1990年代に入ってからでも保育サービス拡充のための政策的努力は続き、1995年に施行された「保育施設法 (Day-Care Institutions Act)」により、親が希望する全ての就学前児童に保育サービスを供給することが政策的重要課題とされたが、障害児をのぞき保育サービスを受ける権利はまだ保障されていない (Council of Europe 1999c, Forssén 2000). このように、他の北欧諸国同様 (おそらく他の北欧諸国よりも) ノルウェーの公的保育サービスの供給不足は深刻であり、この不足を私立保育所やベビーシッター、および子供が3歳になるまで親が家庭で育児をすることに補助金を支給することで埋め合わせようとする試みが、1990年代後半以降活発に行われている²⁰⁾.

ノルウェーの保育サービスは就学前児童を対象としたものが主で、保育所と家庭保育所を中心に行われている²¹⁾. 保育所に入所できず、入所できてもフルタイム保育が受けられない児童とその親を対象にした開放型保育所 (open daycare center) も都市部を中心に開かれているが、その数は限られている. 学童については、6～10歳児を対象に授業開始前と放課後に学童保育所での保育が実施されているが、この供給量は就学前児童を対象とした保育サービスよりもさらに限られている.

フィンランドの公的保育サービスは、1973年の「児童保育法 (Act on Children's Day Care)」施行を契機として、1970年代～1980年代を通じて拡充を続けた. また、1985年には3歳未満の児童に保育所または家庭保育所で公的保育サービスを受ける権利を保障し、1995年にはその対象を全就学前児童に拡大した (Forssén 2000). しかし一方で、1990年代初頭のソ連崩壊により、フィンランド経済は大打撃を受け (European Parliament 1996), そのため、児童保育法施行以来奨励されてきた10歳未満の学童のための公的保育は、就学前児童のための保育サービスが義務化されたこともあり、1990年代に入り減少している.

現在のフィンランドにおける保育サービスの中心は就学前児童のための保育所であるが、サービスの種類は北欧諸国中最も多様であり、保育所の他、家庭保育所、開放型保育所、遊戯集団活動、学童保育所、放課後活動など多岐にわたる (European Parliament 1996, OECD 2001b). なお、フィンランドの家庭保育所 (family daycare) には、保育ママが1人で自分の家庭で保育を行う通常の形に加え、複数の保育ママが集団で保育を行う集団家庭保育所 (group family daycare center) もある. また、開放型保育所 (open daycare center) や遊戯集団活動 (playgroup activities) は、就学前児童とその親および保育ママやベビーシッターを対象に、家庭外で社会ネットワークを作る機会を与えることを目的

20) ノルウェー政府は1998年8月付で、保育所に入所できない1～2歳の子供のいる家庭を対象に、月額3,000クローネの幼児家庭援助手当 (cash support for families with small children) の支給を開始している (Council of Europe 1999b).

21) ノルウェーでは、私立保育所の割合が他の3国に比べて高く、1990年代後半の私立保育所割合はフィンランドで3%、スウェーデンで10～15%、そしてデンマークでも3割弱であるのに対し、ノルウェーでは約4割である (Ministry of Social Affairs 2000, National Agency for Education 2000, OECD 2001b, Swedish Institute 2001b). しかし、北欧の私立保育所は全て市町村の認可を必要とし、その管轄の下で運営されているため、サービス内容と質において公立と大差はない. なお、ノルウェーの就学年齢は6歳であり、就学前児童とは6歳未満児をさす.

としている²²⁾。さらに、放課後活動 (after-school activities for school-aged children) は、公的学童保育 (public after-school care) の減少を埋め合わせるため、教会やNGO によって実施されている。

では最後に、北欧4カ国における主要保育施設である公的保育所と家庭保育所の利用度を見てみたい。表13には、公的保育所・家庭保育所在籍児童数と児童人口全体における在籍児童割合の、1990～1999年の推移が児童の年齢別に示されている。ここから、在籍率には児童の年齢により国間差があるが、フィンランドを除き、在籍率は1990年代を通じて増加していることがわかる。特にデンマークの在籍率は高く、1999年時点で就学前児童の約8割が、そして7～10歳の学童でも64%が保育所や家庭保育所もしくは学童保育所に在籍している。スウェーデンの在籍率はデンマークより若干低いが、これは同国の有給育児・休業制度の中心である親手当を子供が8歳になるまで消化することのできる「時間預金制 (タイムバンク)」に一因があるのではないかと思われる。一方、ノルウェーの公的保育所在籍率はスウェーデンやデンマークに比べて低く、特に3歳未満児童のそれは目立って低い。フィンランドでは、1990年代前半に在籍数・在籍率ともに低下し、特に3歳未満児童の在籍率の落ち込みが目立つ。これは、先述したように、フィンランド経済がソ連崩壊により深刻な不況に陥り、保育サービス関連予算が大幅に削減されたこと (OECD 2001b) に加え、特に若い年齢層で失業率が急増したことにより、失業した親たちが家庭で育児を行うことを余儀なくされたためではないかと考えられる。しかし、1990年代後半には就学前児童については在籍者数・在籍率ともに回復している。一方11歳未満の学童については、在籍者数と在籍率ともに1990年代を通じて減少しているが、これは経済不況から抜け出せないまま、1995年以降全就学前児童に保育サービスを保障することになり、その結果学童保育が手薄にならざるをえなかったためであろうと考えられる。

5. 家族政策と出生率の関係

以上でみたように、1940年代末～1950年代初頭の制度創設以来、北欧諸国の児童手当は全児童を対象として、親の所得要件なしに相当額が非課税で、子供が16～18歳になるまで支給されている。児童手当は子供の well-being にとって重要であるが、出生率との関係を考えると、戦後を通じてその内容に大きな変化がないことから、その影響はあまりなかったと考えることができる。対照的に、1980年代後半～1990年代前半の北欧諸国の出生率回復と維持に大きな影響を与えたと思われる政策的要因は、有給出産・育児休業制度の拡充である。そのタイミングと速度に国間差があるとはいえ、1970年代後半～1990年代前半にかけて、4カ国全てで有給休暇期間は大幅に延長され、所得補償率も増加した。したがって、これらの有給出産・育児休業制度の拡充が、出生率回復に与えた影響は明らかである。さらに北欧4カ国では、そのタイミングと度合いに国間差があるとはいえ、1980年代～

22) 私立保育所が保育所全体に占める割合は低いが、公立保育所に入所できず私立保育所に子供を入所させる場合 (もしくは自分でベビーシッターを雇う場合)、申請すれば私的保育手当 (private childcare allowance) が毎月一定額支給されることになったため、私立保育所在籍児童数は近年増加している (OECD 2001b)。

表13 北欧4カ国における児童の年齢からみた公的保育所および家庭保育所の在籍児童数とその年齢の児童人口全体における在籍者割合、1990～1999年

	スウェーデン ^a	デンマーク	ノルウェー ^b	フィンランド ^c
在籍児童数 (1,000人)				
1990				
0～2歳	103	88	19	55
3～6歳	263	161	120	141
0～6歳合計	367	248	139	196
7～10歳	146	74	--	17
0～10歳合計	512	322	--	213
1995				
0～2歳	123	101	39	34
3～6歳	367	218	149	145
0～6歳合計	490	319	188	179
7～10歳	198	123	--	11
0～10歳合計	688	441	--	190
1999				
0～2歳	108	113	45	43
3～6歳	350	255	142	178
0～6歳合計	458	368	188	221
7～10歳	254	169	--	8
0～10歳合計	712	537	--	229
在籍者割合 (%)				
1990				
0～2歳	29	48	11	31
3～6歳	64	73	57	58
0～6歳合計	48	61	33	44
7～10歳	38	34	--	7
0～10歳合計	44	52	--	30
1995				
0～2歳	37	48	22	18
3～6歳	74	83	61	55
0～6歳合計	59	68	44	39
7～10歳	45	53	--	5
0～10歳合計	54	63	--	27
1999				
0～2歳	40	56	25	25
3～6歳	82	91	77	70
0～6歳合計	66	77	51	52
7～10歳	51	64	--	3
0～10歳合計	62	72	--	33

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.

a--1998年以降6歳児は小学校での就学前教室に参加できるようになったため、放課後保育所か家庭保育所での保育を受けていない限りこの表の数値に含まれていない。

b--1998年以降0～5歳児が対象。

c--1998年以降の数値には政府補助金を得て運営されている認可私立保育所在籍児童も含む。

1990年代に公的保育サービスの整備・拡充が急速に進んだ。ここから、北欧諸国における1980年代後半以降の出生率回復には、保育サービス拡充の影響も大きかったと考えられる。この拡充は1990年代後半も続いていることから、北欧諸国における比較的高水準の出生率の維持にとって、保育サービスが果たしている役割は大きいと思われる。

VII. まとめ

北欧4カ国の出生率は1960年代後半～1980年代前半にかけて急速に低下し、置換水準を割り込んだ。この出生率の急低下は25歳未満の若い女性の晩産化によるところが大きかった。この晩産化は主に未婚化などの結婚行動の変化によるものであったが、1960年代に起こった避妊革命や人工妊娠中絶の完全合法化により、出産タイミングのコントロールが可能になったことによる影響も見逃せない。また北欧4カ国では、1960年代以降高学歴化が進行し、女性の就業率も急増した。高学歴化は男女ともに起こったが、女性の方が男性より急速であった。また20歳代～30歳代の出産ピーク年齢にある女性の労働力化も急激であり、男女の賃金格差も縮小した。したがって、1960年代半ば～1980年代前半までの北欧諸国における未婚化や離婚率増加などの結婚行動の変化、そしてその結果としての晩産化による出生率の置換水準以下への低下は、女性の高学歴化と雇用労働力化そして女性賃金の相対的増加により、結婚・出産・子育てをめぐる女性の機会コストが急激に上昇したために起こったと考えられる。

一方、1980年代半ば以降の北欧4カ国における出生率の回復は、晩産化が継続するなかで30歳代の女性のキャッチ・アップが行われ、また家族形成が社会制度としての結婚から乖離したことにより、同棲と婚外出生率が急増したことが主な人口学的要因であった。しかし、出生率の反騰にもかかわらず、女性の高学歴化と20歳代～30歳代の女性の雇用労働力化、中でも就学前児童をもつ母親の労働力率の増加と高位安定は、1990年代末に至るまで続いている。また男女の賃金格差の縮小も、その速度は緩やかになってきているとはいえ、1990年代になっても継続している。このように、出産・子育てをめぐる女性の機会コストを上昇させるような女性の経済的地位の向上が続いているにもかかわらず出生率が回復したことは、これら4カ国が女性の機会コストの上昇を軽減することに成功したことを意味する。そしてこの出産・子育てをめぐる女性の機会コスト軽減を可能にしたのは、男性の家庭役割分担の増加（家庭内男女関係の平等化）と、家庭と仕事の両立を支援するための家族政策の拡充であったと考えられる。1960年代以降の女性の労働市場進出に伴って、北欧の家庭内役割の男女分担パターンは大きく変化し、1990年代には北欧男性の家庭内労働力分担割合は世界で最も高くなった。また、北欧女性の経済的地位や教育水準の向上は家庭内役割分担をより平等にすることが示唆されたが（Singelmann et al. 1996）、女性の高労働力率と賃金の男女格差の縮小は続いており、北欧の家庭内ジェンダー関係はさらに平等なものになって行くと予想される。

また、出産・育児休業制度や保育サービスおよび児童手当に代表される家族政策の変遷

をみると、1960年代の女性の雇用労働力化を背景に、有給出産・育児休業制度や保育サービスの拡充が本格的に始まったのは、1970年代半ば以降のことであった。そして有給休業期間の大幅延長や所得補償率の増加および出産・育児への男性の平等な参加を促すための政策的措置が講じられるようになったのは、1980年代以降のことであった。さらに1990年代に入ってから、小さな子をもつ家庭を対象とした政策は現在に至るまで、多少のカットバックはあったものの、概ね整備・拡充の方向で進んできている（Kautto et al. 2001, Kuhnle 2001）。したがって、1980年代半ば以降の北欧諸国における出生率回復は、家庭内役割における男性の分担増加と、子育てと仕事の両立を支援する包括的家族政策の整備・拡充によると考えることができる。男性が家庭内労働により多く参加することで、そして家族政策による支援がより効果的に行われるようになったことで、出産・子育てをめぐる女性の機会コストの軽減に北欧4カ国は成功している。少子化が止まらないわが国が、北欧諸国の経験から学ぶ点は多い。

文献

- 津谷典子（1996）「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」, 阿藤誠編『先進諸国の人口問題』東京大学出版会, pp.49-82.
- （2002）「北欧地域」, 『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研究費（課題番号H11-政策-008）総合報告書）, pp.99-199.
- Chesnais, Jean-Claude (1996) "Fertility, Family, and Social Policy in Contemporary Europe," *Population and Development Review*, Vol.22, No.4, pp.729-39.
- Christoffersen, Nogens Nygaard (1990) "Maternity and Paternity Leave: The Role of Socioeconomic Status," *National Institute of Social Research Report*, No.90, Copenhagen, National Institute of Social Research.
- Council of Europe (1999a) *Recent Demographic Developments in Europe 1999*, Strasbourg, Council of Europe Publishing.
- （1999b）*Social Cohesion and Quality of Life: National Report of Norway* (National Reports for the Stockholm Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs), Strasbourg, Council of Europe.
- （1999c）*Social Cohesion and Quality of Life: National Report of Finland* (National Reports for the Stockholm Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs), Strasbourg, Council of Europe.
- （1999d）*Social Cohesion and Quality of Life: National Report of Denmark* (National Reports for the Stockholm Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs), Strasbourg, Council of Europe.
- Dahl, Hans Fredrik (1984) "Those Equal Folk," *Daedalus*, Vol.11, No.1, pp.93-108.
- Danmark Statistik (1999) *Befolkningens bevægelser 1997*, Copenhagen, Danmark Statistik.
- Eckdahl, Bertil (1984) "Child Custody Rules in the Context of Swedish Family Law," *Current Sweden*, No.321, Stockholm, Swedish Institute.
- Ellingsæter, Anne Lise and Marit Rønsen (1996) "The Dual Strategy: Motherhood and the Work Contract in Scandinavia," *European Journal of Population*, Vol.12, pp.239-60.
- Esping-Andersen, Gøsta and Walter Korpi (1987) "From Poor Relief to Institutional Welfare State: The Development of Scandinavian Social Policy," Robert Erikson (ed.), *The Scandinavian Model: Welfare States and Welfare Research*, Armonk, Sharpe, pp.39-74.

- European Parliament (1996) *Social Policy in Finland: An Overview* (Directorate-General for Research Working Document), Social Affairs Series W9, Brussels, European Parliament.
- European Union (2001) "Norway: Family Benefit.," *Mutual Information System on Social Protection in the EU Member States and the EEA* (http://europa.eu.int/comm/employment_social/misoc2001/no_part9_en.htm).
- Forssén, Katja (2000) "Child Poverty in the Nordic Countries," *University of Turku, Department of Social Policy Series B: 22/2000*, Turku, University of Turku.
- Gauthier, Ann H. (1994) *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Oxford, Clarendon Press.
- Heckman, J. J. and J. R. Walker (1990) "The Third Birth in Sweden," *Journal of Population Economics*, Vol.3, pp.235-75.
- Henshaw, Stanley K. and Evelyn Morrow (1990) *Induced Abortion: A World View, 1990 Supplement*, New York, The Alan Guttmacher Institute.
- Hoem, Britta and Jan M. Hoem (1996) "Sweden' Family Policies and Roller-coaster Fertility," 『人口問題研究』, Vol.52, No.3-4, pp.1-22.
- Hoem, Jan M. (1990) "Social Policy and Recent Fertility Change in Sweden," *Population and Development Review*, Vol.16, No.2, pp.735-47.
- Jacobsson, Ranveig and Karin Alfredsson (1993) *Equal Worth: The Status of Men and Women in Sweden*, Stockholm, Swedish Institute.
- Janson, Ilze (1997) "Children in the Welfare State of Denmark," Paper presented at a colloquium for the Advocate for Children Program, Collage Park, University of Maryland.
- Kautto, Mikko, Johan Fritzell, Bjorn Hvinden, Jon Kvist and Hannu Uusitalo (2001) "Nordic Welfare States: Distinct or Extinct?" Paper presented at the 'Norden och Europa' Conference, Copenhagen, 17-19 March.
- Knudsen, Lisbeth B. (1999) "Recent Fertility Trends in Denmark - A Discussion of the Impact of Family Policy in a Period with Increasing Fertility," *Research Report No.11*, Odense, Danish Center for Demographic Research, Odense University.
- Kosonen, Pekka (1993) "The Finnish Model and the Welfare State Crisis," Kosonen, Pekka (ed.), *The Nordic Welfare State as a Myth and as Reality* (Renvall Institute Publications 5), Helsinki, Helsinki University, pp.45-66.
- Kosunen, Elise (2000) "Family Planning Services," Lottes, Ilsa and Osmo Kontula (eds.), *New Views on Sexual Health: The Case of Finland*, Helsinki, Family Federation of Finland, pp.70-84.
- Kuhnle, Stein (2001) "Reform and Consolidation of Scandinavian Welfare States" Paper presented at the 1st Conference of the Hellenic Social Policy Association, Komotini, Greece, 9-13 May.
- Lesthaeghe, R. and G. Moors (2000) "Recent Trends in Fertility and Household Formation in the Industrialized World," *Review of Population and Social Policy*, No.9, pp.121-70.
- Linnér, Birgitta (1967) *Sex and Society in Sweden*, New York, Pantheon Books.
- Messari-Polsa, Tsuija and Lars Söderström (1993) "Family Policy and Fertility in Sweden," Unpublished manuscript, Stockholm, Statistiska centralbyrån.
- Ministry of Children and Family Affairs (2000) *The Rights of Parents of Small Children in Norway*, Oslo, Ministry of Children and Family Affairs.
- Ministry of Social Affairs (2000) *Early Childhood Education and Care Policy in Denmark - Background Report*, Copenhagen, Ministry of Social Affairs.
- National Agency for Education (2000) *Descriptive Data on Child Care and Schools in Sweden in 2000* (National Agency for Education Report No.192), Stockholm, National Agency for Education.
- National Social Insurance Board (2000) *Social Insurance in Sweden 2000: After 55 - Welfare, Work and Leisure*, Stockholm, National Social Insurance Board.
- Nikander, Timo (1998) *Fertility and Family Surveys in Countries of the ECE Region, Standard Country Report: Finland*, New York, United Nations.

- Nordic Social-Statistical Committee (1998) *Social Protection in the Nordic Countries 1996: Scope, Expenditure and Financing*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.
- (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999: Scope, Expenditure and Financing*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) (2001a) *OECD Employment Outlook: June 2001 Edition*, Paris, OECD.
- (2001b) *OECD Country Note: Early Childhood Education and Care Policy in Finland*, Paris, OECD (<http://www.oecd.org/copyr.htm/>).
- Polakow, Valerie (1997) "Who Cares for the Children? Denmark's Unique Public Child-care Model," *Phi Delta Kappan*, Vol.78, No.7, pp.604-13
- Rostgaard, Tine (2002) "Setting Time Aside for the Father: Father's Leave in Scandinavia," *Community, Work & Family*, Vol.5, No.3, pp.343-64.
- Rostgaard, Tine, Mogens N. Christoffersen and Hanne Weise (1999a) *Parental Leave: Policy and Research, Review of the Danish Parental Leave Schemes*, Copenhagen, Danish National Institute of Social Research.
- (1999b) "Parental Leave in Denmark," Moss, P. and F. Devan (eds.), *Parental Leave: Progress or Pitfall?* (NIDI/CBGS Publications Vol.35), The Hague, NIDI/CBGS, pp.25-44.
- Rønsen, Marit (1998) "Fertility and Public Policies - Evidence from Norway and Finland," *Statistics Norway Research Department Documents* 98/12, June.
- (2001) "Fertility and Family Policy in Norway - Is There a Connection?" Paper presented at the IUSSP Seminar on 'International Perspectives on Low Fertility: Trends, Theories, and Policies,' Tokyo, 21-23 March.
- Rønsen, Marit and Marianne Sundström (1996) "Maternal Employment in Scandinavia: A Comparison of the After-birth Employment Activity of Norwegian and Swedish Women," *Journal of Population Economics*, Vol.9, pp.267-85.
- Singelmann, Joachim, Yoshinori Kamo, Alan Acock, and Michael Crimes (1996) "Dual-Earner Families and the Division of Household Labor: A Comparative Analysis of Six Industrial Countries," *Acta Demographica*, No.1884-1996, pp.159-178.
- Skolverket (2001) *The Swedish School System: Child Care in Sweden*, Stockholm, Skolverket.
- Socialstyrelsen (1992) *Social Services in Sweden: A Part of the Social Welfare System*, Stockholm, Socialstyrelsen.
- Statistiska centralbyrån (1989) *Barns levadsvillkor, Levnadsforhalanden 62*, Stockholm, Statistiska centralbyrån.
- (2002) *Statistisk Årsbok för Sverige 2002*, Stockholm, Statistiska centralbyrån.
- Statistics Finland (2000) *Väestönmuuтокset 1999*, Helsinki, Statistics Finland.
- (2002) *Facts and Figures about Women and Men*, Helsinki, Statistics Finland (http://www.stat.ft/tk/he/tasaarvo_vaesto_en.html).
- Statistics Norway (1995) *Historical Statistics 1994*, Oslo, Statistics Norway.
- (2002) "Total Fertility Rates by County, 1968-2001," Oslo, Statistics Norway (http://www.ssb/no/fodte_en/tab-2002-05-30-80-en.html).
- Sundström, Marianne and Frank Stafford (1992) "Female Labor Force Participation, Fertility and Public Policy in Sweden," *European Journal of Population*, Vol.8, No.3, pp.199-215.
- Swedish Institute (1992) "Social Insurance in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (August).
- (1993) "Equality between Men and Women in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (June).
- (1996) "Child Care," *Fact Sheets on Sweden* (August).
- (1997) "Family Planning in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (April).
- (2001a) "Social Insurance in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (April).
- (2001b) "Childcare in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (December).
- United Nations (2000) *Levels and Trends of Contraceptive Use As Assessed in 1998*, New York, United

Nations.

Walker, J. R. (1995) "The Effect of Public Policies on Recent Swedish Fertility Behavior," *Journal of Population Economics*, Vol.8, pp.223-51.

Westoff, Charles F. and Norman B. Ryder (1977) *The Contraceptive Revolution*, Princeton, Princeton University Press.

Wielandt, Hanne and Lisbeth B. Knudsen (1997) "Birth Control: Some Experiences from Denmark," *Contraception*, No.55, pp.301-06.

Fertility and Family Policies in Nordic Countries, 1960-2000

Noriko O. TSUYA

This paper examines the relationship between fertility change and family policies in four Nordic countries during 1960-2000, paying attention to changes in the proximate determinants and socioeconomic factors that are thought to be associated with fertility and family-policy changes. Rapid decline of fertility to below-replacement levels from the mid-1960s to early 1980s in the four countries was due mainly to the delay of childbearing among women under age 25, which was caused in part by women's retreat from marriage, and also by the increasing availability of modern contraceptives and legalization of induced abortion. Socioeconomic factors responsible for the delay of childbearing were dramatic increases in employment among women at peak childbearing ages, which, together with increasing educational attainment, increased women's opportunity costs related to family formation, whereas paid parental leave programs and childcare services were not well developed at that time.

The recovery of fertility to replacement or sub-replacement levels after the mid-1980s was brought about mainly by the catch-up of childbearing among women aged 30-39. Meanwhile, employment of Nordic women at peak reproductive ages continued to increase in the late 1980s and remained high in the 1990s. The compatibility between the fertility recovery and increasing female employment was made possible primarily by the rapid expansion of parental leave schemes with general benefits, together with increasing availability of childcare services. Also contributing to the compatibility was the changing nature of Nordic partnership and family relations as characterized by increasing separation of procreation from marriage and increases in men's participation in household tasks and child care.